

お知らせ

「鮎鮎街道」歩きませんか

町文化協会

江戸時代に鮎鮎を運んだ街道を歩く鮎鮎ウォークが、今年も行われます。今回は、笠松エリアのみの開催となり、笠松中学校生徒と各小学校の6年生が鮎鮎荷を運びます。



昨年の様子

終着のみなと公園では、「アユ雑炊(200食限定)」や「特製鮎鮎(数量限定)」の振る舞いも無料で行います。歴史を感じながらの一味違うウォーキングに参加してみませんか。

【日 時】9月23日(水・祝) 午後1時45分集合(小雨決行)

【出発場所】福祉会館前

【行 程】午後2時過ぎに町福祉会館出発→午後2時30分頃高嶋家前での宿次セレモニー→午後3時頃笠松みなと公園到着

【参 加 料】無料

【問 合 先】町文化協会「鮎鮎街道プロジェクト」
高橋 恒美 ☎090-8952-1418

お知らせ

平成28年4月小学校新入学予定児童の健康診断案内

郡二町教育委員会

来春、新入学を予定する児童の健康診断を行います。対象となる児童の保護者には9月中旬までに、各小学校から通知します。

【実施場所・日時】

- ・笠松小学校 10月5日(月)受付 午後1時～
- ・松枝小学校 10月7日(水)受付 午後1時～
- ・下羽栗小学校 10月2日(金)受付 午後1時～

【健康診断などの内容】

内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科の各検査と知能検査
※通知のあった学校で健康診断を受けられない場合は、必ず教育委員会へ連絡してください。

【問 合 先】郡二町教育委員会 ☎245-1133

お願い

野外焼却(野焼き)はやめましょう!

環境経済課

廃棄物を、基準に適合した焼却炉などを用いず、野外で焼却(野焼き)することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されています。

また、野焼きには常に火災の危険が伴うことを忘れないで下さい。安易な野焼きはやめて、ごみは分別して決められた収集日に出しましょう。

例外になる野焼き

河川敷の草焼き・道路沿いの草焼き・災害などの応急対策・火災予備訓練・左義長・焼畑・畦(あぜ)の草や下枝の焼却

※焼畑などのやむを得ない野焼きとは、害虫駆除や最低限度の肥料取りが該当します。農業に関するすべての野焼きが除外されているものではありません。

苦情が発生した場合は、直ちに焼却行為の中止をお願いします。

【問 合 先】環境経済課

お願い

ペットの飼育はマナーを守って

環境経済課

ペットを飼い始めたら、終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人と折り合っていくということです。飼い主は、動物の性質・習慣を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、しっかり管理しましょう。

犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。

散歩をする時も、引き綱(リード)を必ずつけましょう。

散歩途中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、ふん尿汚染の原因になることがあります。野良猫にエサを与えていると、飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問 合 先】環境経済課

岐阜みなみ法律事務所

相続・遺言・離婚・借金・交通事故
などお気軽に何でもご相談下さい。

岐阜みなみ法律事務所 検索

弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)

岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階 TEL(058)214-2468
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765